



No. 312

令和5年5月1日

## トピックス ～ 改正電子帳簿保存法について ～

改正電子帳簿保存法のもとに講じられた「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」への円滑な移行のため、電子取引情報の保存ルールが変わります。

令和6年1月1日以降は電子帳簿保存法の要件に則っていれば電子保存することも認められます。

今月は、もうすぐ始まる改正電子帳簿保存法についてお届けします。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

### 1. 電子帳簿保存法とは

国税関係帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、固定資産台帳など）や書類（決算関係書類〔貸借対照表、損益計算書等〕請求書、領収書などを指します。）を電子データで保存するときの取扱いを定めた法律です。

### 2. 電子帳簿保存法は3つの区分に分かれます。

- ① 国税関係書類の電磁的記録による保存（任意）
- ② スキャナ保存（任意）
- ③ 電子取引のデータ保存（義務）

従って義務とされているのは③の「電子取引のデータ保存」のみで、①と②については任意とされています。

電子取引は簡単に言うと、「取引の最初から最後まで紙を使わない取引」のことを指し、次のような取引が該当します。

- ① 電子メールにより送られてきた請求書などのデータ(PDF ファイル等)
- ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書等のデータ
- ③ クラウドサービスで共有した電子請求書データ
- ④ クラウドサービスを利用して取り込んだクレジットカードの利用明細書データ、電子マネーのデータ、スマートフォンアプリによる決済データ
- ⑤ EDI (Electronic Data Interchange) 取引

これらの電子取引をした場合には、以下の要件を満たしたうえでデータのまま保存することが義務化されました。

- ① システムの概要を記載した説明書の備付け
- ② 見読可能性の確保
- ③ 検索機能の確保・・・取引等の「日付・金額・取引先」で検索可能にする。
- ④ 真実性の確保（次のいずれかの措置）
  - (ア) タイムスタンプが付されたのちのデータの授受
  - (イ) 受け取ったデータへのタイムスタンプの付与
  - (ウ) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用したデータの授受・保存
  - (エ) 訂正削除の防止に関する事務処理規定の備え付け

なお、検索機能についてはExcelを使った簡便な方法も認められています。

令和5年の税制改正により判定年度（法人の場合には前々事業年度、個人事業者の場合には前々年）の売上高が5000万円以下の事業者は、検索機能が不要とされました。

電子帳簿保存法に対応するための手順としては、まず現状把握から初めて、電子化する範囲の決定、システムの導入検討、社内への周知・ルールの整備、といった流れで進めると良いでしょう。

マスクや人混みも気にせずゴールデンウィークを過ごすことができました。晴天続きとはいきませんが、この季節ならではの爽やかな陽気の中でリフレッシュされた方も多いと思われます。我が家の庭でも桜から石楠花、チューリップへと、色とりどりの草花が咲き誇って目を楽しませてくれます。確定申告期を無事に乗り切り！残務整理も一段落して心なしかゆとりが出てきたのでしょうか、季節の変化を楽しんでいる今日この頃です。健康に感謝しつつ、折角親からいただいた5感ですから、目で新緑を愛でつつ、舌で初カツオを味わいましょう。加えて、雨に洗われた新芽の匂いを嗅ぎ取り、耳でホトトギスを始めとする鳥たちのさえずりを受け止め、肌で爽快な風を感じながら、体全体で心地良い雰囲気にも包まれたいものです。

この事務所通信も今月号で312号を迎えました。26年間継続していることとなります。月末近くになると来月号では何を取り上げようかと自然と話題探しに新聞や雑誌、マスコミでの話題に関心が高まり、これが脳の活性化につながっていると思えば、貴重な訓練を毎月重ねていると評することもできそうです。とはいえ、筆がすらすらと進む場合もあれば、数行書いては、うーんうーんと唸るばかりで一向に完成しないときもあります。日頃、大学院での講義の折に、文章力を磨きなさいと強調している手前、弱音をはくことも潔しとしませんので、何とか格好をつけるべく、なにがしかのネタを見つけ出しております。ということで、今月号でも、最近の話題の中から、小生にとって興味深いものを何点か取り上げたいと思います。

まずは、野球の話題です。先月号でも取り上げたWBCでの日本人選手の大活躍がきっかけになって、アメリカ大リーグのニュースが日本のプロ野球と肩を並べるほどになっております。それだけ、大谷翔平選手を筆頭とする大リーグでの日本人選手の層が厚くなっている証拠といえます。先日、偶然少し古いDVDで、アメリカの大リーグで始めて黒人選手がプレイするドキュメンタリー映画をみることができました。「野球が好き」という感覚は、肌の色に全く関係がない、という自明の理が思いのほか、つい数十年前までは現実ではなかった、という「事実」を知らされました。

その黒人選手の名はジャッキー・ロビンソンです。数々の偉業を称え、彼の背番号「42」はアメリカのメジャーリーグの全球団において永久欠番になっているほどです。そして、ドジャースに入団した日にちなんで毎年4月15日の試合では、全ての選手が42番をつけてプレイをしております。南アフリカのマンデラ大統領のドキュメンタリー映画もみましたが、人種差別はまだ過去のものではなく、むしろ、現代社会では、富の偏在化を基底にして人種に限らず、あらゆる種類の差別と分断が一層激しくなっているというのも現実です。LGBT（性的少数者への理解）に関する議論も一筋縄では進んでは行かない状況となっております。

もう一つ、夢の実現にあと一歩及ばなかった話題として、世界で初めてとなる民間による月面着陸の試みが先月ありました。宇宙スタートアップ企業（ISPACE）による挑戦でした。地球と月を往還するという宇宙ビジネスを夢物語ではなく、商業ベースで始めようというものです。今回は残念ながら、最終段階でのわずかな計算ミスで月面着陸そのものには失敗しましたが、地球から38万kmも離れた月面への着陸が国威発揚のための採算度外視による計画ではなく、将来的には『儲かるビジネス』として民間資金で可能ということが実証されたといえます。来年に向けた再挑戦が既にスタートしているようです。わくわくするとともに、まさかこのようなビジネスチャンスが巡ってこようとは、隔世の感を抱かざるを得ません。

## 《和奏・遼真通信》

和奏に関しては、先月号で触れたように手紙をもらっていましたが、流石に長文のため、ポイントのみの紹介に留めます。曰く、2度目の東京ひとり旅が満喫できたこと。渋谷の雑踏を体験すると名古屋の街が思わず寂しく感じられたようです。他にも、池袋、秋葉原、新宿、新大久保等々まで足を伸ばしたとのこと！わずか一日の行動であっても何かしら挑戦することが大事なんだと実感ができ、貴重な経験になったようです。一方、遼真は先週遠足で庄内緑地公園に行ってきたとのこと。天気にも恵まれて良かったものの、登校後に帽子を学校に忘れてしまい、公園では暑いぐらいの日差しの下ですっかり日焼けしてしまったそうです。

(令和5年5月8日 所長 橋本)

